

性に関する「民間理論」が規範として働く時

青 木 克 仁

When a Folk Theory of Sexuality Works as a Social and Legal Norm

Katsuhito Aoki

序 論

福島瑞穂は、「性は日本でどう裁かれてきたか」という論文の中で、強姦やセクシュアル・ハラスメントの場合、加害者の行為のみに焦点が当てられないことを疑問視している。彼女の論点を明確にするために、「例による議論」を展開してみよう。例えば、私が自宅を出る際に、うっかり自宅の鍵をかけ忘れてしまい、泥棒に入られてしまった、としよう。その時に、被害を受けた私が、「泥棒に入られたのは、鍵をかけ忘れたあなたの責任だ」とされることは悪夢を見ているのでもない限りあり得ない。あくまでも、加害者である泥棒の方が責任を負うべきだとされ、「鍵をかけ忘れた」という被害者の落ち度ゆえに、加害者の罪が軽減されることはあり得ないだろう。ましてや「私が家の鍵を締め忘れた」という事実が、私の内面的な意図を構成する原理として作用して、「あなたは泥棒に入って欲しいということを意図していた」というふうに解釈されてしまうなどといったことはあり得ないだろう。あるいは、私がエコ減税を利用してやっとの思いで購入したホンダ、インサイトを何者かの手によって傷つけられた際に、「車を傷つけられたのは、あなたが車を雨ざらしにして外に駐車していたからだ。あなたの責任だ」と問い詰められ、被害者である私の落ち度が問題にされてしまうことはないだろう。ましてや、「あなたが車庫を作らず、車を外に停めていたことは、あなたが車を傷つけて欲しいと意図したからだ」というように、私の内面的な動機や意図を構成されてしまうようにはならないだろう。

ところが強姦の場合は、「あなたが強姦されたのは、誘うような雰囲気のある派手な服装で、よりによって人気のない夜道を歩いていたからだ」というふうに、福島が言うように、被害者の落ち度が、何故か不思議なことに問題化されてしまう。ところが、問題は福島指摘以上のことを含んでいるように思われる。何故ならば、「誘うような雰囲気のある派手な服装で、よりによって人気のない夜道を歩いていた」という事実が、「加害男性を含む男性一般の振る舞いを挑発する意図」があったからだ、というように、被害者の「動機」や「意図」といったような内面性をも構成してしまうような解釈をもたらしてしまっているからである。このように、被害者の内面性までも構成してしまうような、摩訶不思議な構成原理は、所謂「セクシュアル・ハラスメント」の際にも、強姦の場合と同様に、被害者を不利な立場に追い込むかのごとく働いてしまう。つまり、被害者の「落ち度」が問題化してしまうだけでなく、被害者の「意図」までもが構成されてしまい、それによって被害者を不利な立場に追い込んでしまうのである。これは、まさに裁判の席で、あるいは、「セクハラ」の訴えを聴く相談員との会合の席で、「二次的被害」という

思いもよらぬ副産物として、被害者女性を再び苦しめることになるのだ。もし1989年に起きた「女子高生コンクリート詰め殺人」におけるマスコミ報道が、少女の実名のみならず、素行までをも執拗に追い求め、その好奇と悪意に満ちた報道によって少女の「落ち度」が強調されていったことを知っており、この事件とのアナロジーで考えるのならば、第三者によって被害者が再体験させられ得る「二次的被害」の最悪の形態が如何に恐ろしいものになり得るか想像できるだろう。「一次的被害」に対して鈍感な第三者によって、あろうことか実名を公表され、「落ち度」までも詮索され、事件当時の「意図」までもがでっち上げられ、好奇の眼差しを向けられてしまうという「二次的暴力」の被害が起きてしまうのだ。こうした摩訶不思議に、強姦や「セクシュアル・ハラスメント」のような性犯罪の被害者は苦しめられるのである。このような「二次的暴力」を行使してしまう人達に、法的責任は問えないとしても、道徳的責任はあるはずなのだ。問題は、この序論冒頭で試みたように、他の犯罪との比較によって浮き彫りにされた、この摩訶不思議に、何故か普段は気付かずにいるということなのだ。被害者の「落ち度」探しに至る奇妙な論理が成立してしまうだけではなく、罷り通ってしまうのは、私達が性行為に関する社会通念とでも呼ぶべき「通俗理論」を具えており、それを参照することによって、性関連の社会問題を読み解いてしまうからである、ということが本論文で筆者が主張したい結論である。この結論を支えるための議論を展開していくために、先ず、私達が知らずと参照してしまう「性の通俗理論（民間理論 Folk theory）」を列挙してみよう：

1. 「男らしさ」のイメージの一部に、性行為において男性が常に主体であり、リードする、ということが含まれる。それゆえ、性行為を強制するとしたら、それは常に男性である。
2. 性行為の意志が男性に帰属される場合は、この1番目のテーゼからの帰結として男性が性行為を行ったという一事において十分、行為への意志を帰属し得る。
3. しかるに男性の性行為への意志を女性は「性的な魅力」による誘惑、挑発などによって喚起できる。性的情動は自然に性的活動を結果として生みだす。よって、女性はその「性的な魅力」に責任を負わねばならない。
4. 「受動的立場」である女性は、男性の性行為への意志を承諾するかどうか、という従属的な立場に置かれる。「受動的立場」ゆえ、沈黙は了承を意味するものと解され、性的行為への合意と見なされてしまう。
5. 性行為の意志が女性に帰属されない場合、即ち、男性の性行為への意志を承諾しない場合は、女性に言語的あるいは非言語的な抵抗が存在した場合である。

私達は、強姦やセクシュアル・ハラスメントのような性に関する社会問題を解釈しようとする際に、この序論の冒頭で示したような、明らかに不思議な事態に陥ってしまう理由として、この「性に関する通俗理論」——マーク・ジョンソン風に呼ぶのなら「民間理論（Folk theory）」——を無意識の内に参照してしまっているからだ、ということ仮説としてあげ、この「性に関する民間理論」が与えるバイアスが如何なるものなのか、を考えてみることにしよう。法規定や倫理法則は、いずれもその規定の仕方が抽象的ゆえ、問題となっている個々の事例に直接適用することは難しい。法規定や倫理法則は、現実の事例に適用されるためには、それらを解釈し得るための暗黙のコードが存在している場合が多い。それが例えば、今回、私達が明文化してみせた「民間理論」である。法規定や倫理法則は、「民間理論」のような、抽象的な法則を現実的な事例に適用する際に解釈を手助けする、謂わば「媒介規則」を介在させることなしには適用され難い。法解釈の具体例として、「判例法」が重視される理由も、そこに、この「媒介規則」が読み込まれているからだろう。「判例法」を通して、法規定が如何なる解釈を経て現実の問題を解決し得

たのかを学ぶことができるのだ。問題は、この「媒介規則」そのものが取り出され検討されるということが、レイコフやジョンソンの試みを除いてはあまり見受けられなかったということにある。「民間理論 (Folk theory)」は、確かに「学以前の臆見」ではあるが、通俗的に普遍であるという点において、医療における「民間療法」と類比的に考えていいような、「媒介規則」となっている。ちょうど、「民間療法」の中に、医療行為以前の野蛮な方法が潜んでいるように、「民間理論 (Folk theory)」の中にも、私達の法解釈や道徳観にバイアスをかけてしまうものが存在する。

司法の場に、「裁判員制度」が導入されてしまった今、この問題を考察することには、重要な意味がある。裁判員を構成する素人達が、性犯罪について議論する時、「民間理論」によるバイアスを受けてしまっていることが十分に考えられるからだ。勿論、以上挙げた5つのテーゼだけで、全ての「民間理論」を網羅したわけではないが、この論文で展開する議論を参照していただければ、この5つを取り上げるだけで、強姦やセクシュアル・ハラスメントを解釈する際に見られる摩訶不思議に関して、或る程度の説明がつくということを納得していただけることだろう。そのために、この「性に関する民間理論」を構成する5つのテーゼを検討していこうと思う。

§1. 性に関する民間理論の第3のテーゼ

性に関する民間理論の3番目のテーゼこそが、先ず問題とすべきテーゼである。何故ならば、これこそが、性行為に対する女性の意志を構築してしまう原理として働いてしまうからなのだ。それならば、このテーゼから如何に性行為についての意志を女性に帰属できるのだろうか、ということを考えてみたい。これを分析するために、マーク・ジョンソンによる、レイピスト (Rapist) の言説分析を頼ることにしよう。ジョンソンは、『レイプ：男からの発言』という邦訳があるティモシー・ベイネケによるレイピストの言い分を収録したテキストを分析し、レイピストの言い分の背景に見られる「民間理論」を割り出そうとしている。そうした言い分の共通点を見出すに至るのであるが、少し長くなるが、問題となるレイピストの典型的な言い分を引用し、翻訳してみよう：

Let's say I see a woman and she looks really pretty, and really clean and sexy, and she's giving off very feminine, sexy vibes. I think "Wow, I would love to make love to her, but I know she's not really interested. (例えばだ、ある女を見かけるとする。凄く可愛くて、本当に格好が良くてセクシーなんだ。女っぽいセクシーな感じがピンピン伝わってくるんだ。「おおすげえや、彼女と寝たいもんだぜ、」と思うのさ。そりゃあ、彼女にそんな気が全然ないのは承知だがね。) It's a tease. (「からかってやがるわけだ」) A lot of times a woman knows that she's looking really good and she'll use that and flaunt it, and it makes me feel like she's laughing at me and I feel degraded. (女ってやつは自分が本当に綺麗に見えるって知っていて、それを見せびらかすってことがしょっちゅうさ。そうされりゃあ、女が俺を笑ってるみたいと思うし、馬鹿にされたって感じるぜ。) I also feel dehumanized, because when I'm being teased I just turn off. (人間でなくなっちゃうとも感じるわけさ。なぜってからかわれてる時、自分の素直な感情を殺しちゃってるわけだからな。) I cease to be human. (人間であることをやめちゃったわけさ。) Because if I go with my human emotions, I'm going to put my arms around her and kiss her, and to do that would be unacceptable. (だってそうだろう、もし俺が人間らしい感情に従ったら、俺の腕で女を抱き寄せキスするってのが人情だったのに、そんなこと受け入れられないだろうからな。) I don't like the feeling that I'm supposed to stand there and take it, and not be able to hug her or kiss her; so I just turn off my emotions. (俺がそこにつ立ったままそれを受け入れにゃあならんし、女を抱いてキスもできないことになるなんてたまらないぜ。それだから自分の感情のスイッチを切っちゃうのさ。) It's a feeling of humiliation, because the woman has forced me to turn off my feelings and react in a way that I

really don't want to. (そりゃあ屈辱感でやつさ。だってその女に俺の感情のスイッチを切られちまって、俺が実際に欲してねえような反応を強いたわけだからな。) If I were actually desperate enough to rape somebody, it would be from wanting the person, but also it would be a very spiteful thing, just being able to say, "I have power over you and I can do anything I want with you"; because really I feel that they have power over me just by their presence. (俺が実際に誰かをレイプしたい程やけになってたとしたら、そりゃあその女が欲しいからだろう。でも「私はあんたを支配してるし、私はあんたに対してしたいことが何でもできるのよ」って言えるなんてことは、ひどく意地の悪いことだろうよ。だって本当に、連中が目の前にいるってだけで俺を支配してるように感じるんだからな。) Just the fact that they can come up to me and just melt me and make me feel like a dummy makes me want revenge. (女どもが近づいてきて俺をメロメロにしちまい、俺をでくの棒みたいな気持ちにさせるってだけの事実で復讐してやりたくなるね。) They have power over me so I want power over them. (連中は俺を支配する、だから俺も連中を支配してやりたいのさ。)

ジョンソンも言っているように、このレイピストの言い分の背景で作用している支配的な隠喩構造は、「物理的外観は物理的力である」だろう。この構造は、物理的な物体の相互作用の経験から性的な動機づけ、活動、そして因果関係への写像を含んでいる。

それでは「物理的外観は物理的力である」という支配的な隠喩の例としてどのような具体的な隠喩構造が、たった今引用した一節から読み取れるのかを見ていくことにしよう。先ず「物理的外観は物理的力」というメタファーが、レイプに至る動機を如何に導くことになったのかを説明している箇所を拾って、その背景に存在する特有の「論理」を浮き彫りにしてみよう：

She's giving off very feminine, sexy vibes. (女っぽいセクシーな感じがビンビン伝わってくるんだ。)

I'm supposed to stand there and take it. (俺がそこにつっ立ったままそれを受け入れにゃあならんことになっているんだ。)

The woman has forced me to turn off my feelings and react... (その女に俺の感情のスイッチを切られちまって、俺が実際に欲してねえような反応を強いた。)

They have power over me just by their presence. (連中が目の前にいるってだけで俺を支配してるように感じるんだ。)

Just the fact that they can come up to me and just melt me and make me feel like a dummy makes me want revenge. (女どもが近づいてきて俺をメロメロにしちまい、俺をでくの棒みたいな気持ちにさせるってだけの事実で復讐してやりたくなるね。)

これらの例文を続けて読めば、純粹な形式論理法則とは呼べないまでも論理法則に準じるような、何らかの論理の流れを感じ取ることが可能である。その擬似論理的な流れを辿ってみることにしよう。彼の言い分からは、女性の「外観」が、まさに様々な形で、「物理的な力」として、男性に影響力を及ぼす、ということが見て取れる。これらの例文からも、私達は、先の一節を理解可能な物語にしている思考パターンとして、「物理的外観は物理的力である」を取り出すことができるだろう。このメタファーは、世界に因果的な影響を生みだしうる現実的な物理的力として、人間の外観をまさに「力」として理解することを可能にする。日本語の「魅力」という言葉に象徴されるように、日本文化においても、人間の外観を一種の「力」として理解しているがゆえに、この男の言い分は違和感無しに理解可能になっている。まさに「魅力」という言い方にある「力」として、このレイピストは、女性から発せられる「魅力」を押し付けてくる責任を彼女達自身に帰属しようとしている。その結果「女は自分が男にふるう力に責任がある」ということを結論している。つまり、もし女性がセクシーなら、彼女は自分のセクシーな外観を、彼に向けた力として行使して

いるのだというわけだ。それゆえ、「女性は自分の物理的な外観に責任がある」と結論する。

さて、このように女性が行行使する「性的な力」は、セックスについてのアメリカ文化における「民間理論」、つまり、民間に広く行き渡った通俗的理論によると、この力の影響を受けた者達に、性的な感情を引き起こすのだ、というのだ。あたかも「玉突き」の事象のように、性的な力に作用されれば、性的な感情が自然な反応として出てくるというわけだ。さらに、この「民間理論」によれば、「力を行行使するものは誰でもこの力の効果に責任がある」という一般的な理解が上位の理論として入ってくることで、「セクシーな外観の女性は男の性的情動を刺激することに責任がある」という結論が得られる。勿論、道徳的な原則として「相手の意志に反した性的行為は許されない」ということが良心的歯止めとしてあるがゆえに、「俺がそこにつっ立ったままそれを受け入れにゃあならん」という反応が引き起こされてしまうのだ。それが彼に「感情のスイッチを切らねば」という強制力をもたらしはするが、それは不自然なのである。何故なら、性的情動は自然に性的活動を結果として生み出すからだ。そして、その結果、セクシーに見える女性は、彼の性的感情をかき立てたことに対して責任があるとされる。何故ならば、彼を、自分が性的感情を抑制しなければならぬような屈辱的立場に置いてしまうことになるからだ。この屈辱的状態こそ、彼が「実際に欲していない反応」と呼んでいる状態なのである。

正義の女神の持つ天秤に正義を擬えて考えると、女性が「魅力」という物理的力を行行使し、彼がその力に支配されたがゆえにバランスを崩し、その不均衡を是正することが、「連中は俺を支配する、だから俺も連中を支配してやりたいのさ」といった応酬に向かわせるのだ。つまり、このレイビストは、応報的正義についてのハムラビ法典式の「眼には眼を」という、正義に関する「民間理論」を利用しているのだ。

この分析の結果、性的魅力を行行使する女性は、それによって相手を支配するという意図がある、というような「内面的な動機」を帰属されてしまうことになる。「物理的外観は物理的力である」というメタファーが、「性に関する民間理論」の背景に存在しており、「魅力」という「物理的な力」に擬えられる影響力を男性に行行使する女性は、その「魅力」をまさに意図的に「支配力」として行行使していると見なされてしまうのだ。女性は、「物理的外観」としての「魅力」を行行使してくる、その責任を帰属させ得るような「意図」を構築されてしまうのである。「支配しよう」という意図をもって、「魅力」を行行使し、男性に性的感情を喚起し、行為にまで発展させた、という勝手な思い込みの中で、さらに、女性が「嫌がる」ということも、「抵抗する」ということも、更なる「誘惑」の一形態であると捉えられてしまうことになる。ここから、サブカルを賑し人口にも膾炙した「性に関する民間理論」の一つである「女性のNoはYesである」ということが出てきてしまうから始末に負えない。

§2. 性に関する民間理論の5番目のテーゼ

それでは、「性に関する民間理論」の5番目のテーゼを検討してみよう。第5テーゼは、「性行為の意志が女性に帰属されない場合、即ち、男性の性行為への意志を承諾しない場合は、女性に言語的あるいは非言語的な抵抗が存在した場合である」というものである。

「抵抗すれば～するぞ」という言明が仮令無いとしても、圧倒的な力の行使の前では、大抵の場合、被害者は、「抵抗すれば殺される」と考えるだろう。これは、何も強姦の場合に限ったことではないだろう。例えば、ナイフ等で脅されて金品を要求される場合も、被害者は「抵抗すれ

ば殺される」と自然に考えることだろう。予期もしていなかった状況に置かれた被害者に対して、加害者の示す圧倒的なプレゼンス自体が脅威として迫ってくるかもしれないし、ましてや相手が暴力的であったり、武器を携帯したりしているような場合は、「抵抗すれば殺される」と思うのは自然であろう。当然のことながら、被害者が抵抗しなかったという一事をもって、「金品を奪って欲しかった」という意図を、この事件を解釈する第三者から構成されてしまうといった珍事は起こらない。

ところが、この「抵抗すれば殺される」という自然な感情に従うことが、強姦の場合は障害として働いてしまう。何故なら、「性に関する民間理論」の第5テーゼが立ちはだかるからである。第5テーゼを、再度確認しておこう：「性行為の意志が女性に帰属されない場合、すなわち、男性の性行為への意志を承諾しない場合は、女性に言語的あるいは非言語的な抵抗が存在した場合である。」この第5テーゼの所為で、「抵抗すれば殺される」という自然な感情に抗してでも、「抵抗の存在」を証として残さなければ、男性が主体的に行使する性行為に暗黙の合意の内に従属したこととされてしまうのである。こうして、「抵抗」の証を残すことができなかった被害者の女性は、この第5テーゼに従って、性行為に対する合意という「意図」を帰属させられてしまうだろう。

1949年の最高裁の判例は、強姦罪が成立するのに、「抵抗が著しく困難になるほどの暴行・脅迫」が必要であるとしている。この判例が、強姦罪の成否を分ける規範として、その後、60年に渡って批判に晒されることなく生き延びてきたことが、如何に、第5テーゼが「民間理論」即ち「通俗的性理解の常識」として、神話を形成するほどの影響力を持っているのか、ということを実示している。ここには「本当に嫌なら命がけの抵抗があるはずだから、逃げようとするはずだし、少なくとも声を上げる」ということが、まさにドグマの域にまで高められて存在しているのだ。このドグマは、前節で扱った「女性のNoはYesである」に補完されて、加害者の側の自己正当化に根拠を与えてしまっているのみならず、第三者的な解釈にも歪みをもたらす結果となっている。被害者の側から見れば、「抵抗」の程度が弱ければ、それは「誘惑」として解釈されてしまうのであるから、まさに「命がけの抵抗」を見せぬ限り、「抵抗」の証を残すことができないということになってしまう。

「抵抗すれば～するぞ」という脅迫の「～」の箇所の典型例は、暴力による実質的な脅威であろう。さらに、この典型例である「暴力」に類した事例も入ってくるだろう。所謂「対価型セクハラ (quid pro quo)」と言われる場合の「対価 (代償)」に当たるものが、被害者の脅威になる場合がある。それは賃金や昇進についての差別であったり、「窓際」に追い遣られたり、解雇されたりするなどの不利益が「脅迫」として作用する場合である。例えば、加害者が被害者の先生であるような場合は、「抵抗すれば卒業させない (単位認定しない) ぞ」などといった形の力の行使があり得るし、実際に、所謂「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント」のケースには、こうした事例に事欠かない。本論からは逸れるが、このような場合、例えば、被害者の学生が「セクハラ相談窓口」になっている教員に相談したことをきっかけに、今度は、その教員が「アカハラ」被害を受ける、という場合すらあり得るだろう。

さらには、典型的なケースから見れば周辺的事象となろうが、それでも、十分に被害者側の「抵抗」という反作用を一時的にでも封じてしまうような効果を持つ場合があり得る。例えば、信頼している相手の人格に関して築き上げてきたイメージが抵抗を躊躇させることだって十分考えることが可能であろう。即ち、「まさか、この人がこんなことをするはずがない」という、相手の「理想像」と、その「まさか」という副詞が修飾している現実の不埒な行為とのギャップから生

じてしまうような心的空白が相手への抵抗を形成する言動を一種の麻痺状態に陥らせてしまうことだってあるだろう。これと類似的なケースは、強姦以外の場合でも見受けられる。例えば、最愛のブルータスの裏切りを見せつけられ「ブルータスよ、お前もか」ところうじて発話できたシーザーの場合があるだろう。現実のブルータスの行為と息子も同然の彼に関する「理想像」のギャップがシーザーから暴力から身を護るための構えを奪ってしまうような心的空白を作ってしまったということは十分想像できる。所謂、「デート・レイプ」の場合は、相手への信頼形成途上において作り上げられてきた「相手に関する理想像」と、こうした理想像を参照したら考えられないような相手の現実の行為が葛藤状態に入ってしまうことで心的空白を生み出してしまうのである。相手が尊敬に値する人物であると考えていた場合は、なおさらのことである。「まさか、最高学府の大学の教授がそのようなことをするはずがない」などといった反応に見受けられるように、「理想像」と現実の行為とのギャップから生み出される衝撃は信頼関係を直撃し、被害者の心に心的空白を作ってしまうことだろう。「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント」に見られる、このようなケースは、犯行に及んだ当人も、こうした「理想像」に照らし合わせた自己理解をしているがゆえに、始末に終えない。「優秀な教授である、この私」と「犯行に及んでしまった私」との間の認知的不協和を緩和するような、恐るべき、偽善的な自己正当化をでっち上げ、隠蔽工作を行うことくらい、頭のいい大学教授には容易なことだろうからだ。しかし、まさにカントが言うように、「頭のよさ」と「道徳的な正しさ」の間には、何の相関関係も無いのである。それゆえ、「頭がいい分、それだけ一層始末に終えない悪を為す」「Mad scientist」的な輩が歴史的にも後を絶たないというわけだ。

閑話休題。さらに悪いことには、加害者もこの第5テーゼに従って、この心的空白の時間を被害者の同意であると勘違いして強引な行為に及ぶかもしれないということがある。被害者にもたらされた心的空白による一瞬の沈黙が、加害者の身勝手な妄想の中で「Yes」に早変わりして、そこに第5テーゼが忍び込んでしまうのだ。デリダやラカン、あるいは、ルーマンを参照すれば、「意味」を決定するのは、常に、受け手たる「他者」である、ということがコミュニケーションの常識として理解できるだろう。受け手は伝達された情報を解釈するための「文脈」を探す。被害者の「沈黙」は、性に関する民間理論の第5テーゼを文脈として、「Yes」に変換されてしまうのだ。そうであるのならば、何故、被害者の側の「意図」を再構成してまで帰属させねばならないのか理解に苦しむ。

他方、加害者に「意図」を帰属させるということは常識なのである。カントの『純粹理性批判』の第三アンチノミーの正命題にあるように、「個人の自由には、自由にならない社会的前提が存在する」ということで、人間の行為も因果系列の中で捉えられ得る、とういうことを「因果帰属」と呼ぶ。ちなみに「因果帰属」ゆえに、情状酌量の余地を考慮するのだ。けれども、「選択帰属」という概念の方は、アンチノミーの反対命題の方に対応し、「他の選択もあり得たのだから、責任を帰す」というふうに帰責概念として働く。裁判の弁護士と検事との典型的なやり取りにも、顕著に表れているように、私達は、第三のアンチノミーの正命題も反対命題もともに成り立ち得ると考えて議論を進めているわけだが、「選択帰属」は、当然ながら、加害者に対して行うのである。

§3. 性に関する民間理論の1番目のテーゼ

第1番目のテーゼ、即ち、『男らしさ』のイメージの一部に、性行為において男性が常に主体

であり、リードする、ということが含まれる。それゆえ、性行為を強制するとしたら、それは常に男性である」について、考察しておこう。このテーゼは、「道徳的秩序は自然的秩序である」という「民間理論」に由来している。これは、自然界に力関係を読み取ってしまう民衆の信仰に基づいている。この民衆の信仰によれば、「神は人間の上に立つ」し、「人間は動物の上に立つ」し、「大人は子どもの上に立つ」し、「男は女の上に立つ」のである。この「上に立つ」ということが「支配／被支配」の価値秩序に変換される。本論考においては、この最後の「男は女の上に立つ」が、「男は女に対して支配的立場にある」に変換され、第1テーゼを支えていることを問題にしなければならないだろう。これこそが、所謂、家父長制度的秩序を支える「男らしさ」にまつわる根源的イメージを与えることになる。家父長制度においては、男性は一家における「主」であり、女性にとっての「主人」で、女性は、例えば、「X氏の奥さん」という所有格の形で、特にプライベートな場においては、「所有物」と類比的な立場に置かれてきた。「道徳的秩序において支配者である男性と被支配者である女性」というイメージの下、女性は、「価値決定の主体」としての立場にはなく、まさに「男性的価値に従属する者」としての位置付けを与えられてしまうことになる。男性は、道徳的な権威者として振る舞い、女性は男性の決定に従うということである。これが、第4テーゼ、即ち、『受動的立場である女性は、男性の性行為への意志を承諾するかどうか、という従属的な立場に置かれる。『受動的立場』ゆえ、沈黙は了承を意味するものと解され、性的行為への合意と見なされてしまう』をも決定付けることになる。

第1テーゼと第4テーゼは、「民間理論」が想定している「支配／被支配」の価値秩序が、性的行為の場面において、どういう意味を持つのかということ表現しているのだ。例えば、被害者が力関係における弱者であることによって、セクシュアル・ハラスメント行為をその場で拒否しにくくしてしまうだけでなく、職場において権力を持つ者からの何らかの形の報復措置を恐れて、事件の申告を困難にしてしまうような場合がある。こうした場合、「民間理論」の想定する「支配／被支配」の価値秩序が職場における力関係にも浸透し、強者の立場にある加害者は、セクハラ行為を自分の権力の一部であるかのように錯覚し、軽視してしまったり、無自覚であったりするため、被害者の出している拒否のシグナルに気付くことができない、ということがある。このような場合、被害者の拒否が無いことを「合意」と解釈し、セクシュアル・ハラスメント行為が繰り返される、という悪循環が開始されることさえある。セクシュアル・ハラスメントを生む権力関係が、セクシュアル・ハラスメントを隠蔽することにもなってしまうという逆説を理解する必要があるのだ。

§4. 性に関する民間理論の第4番目のテーゼ

それでは、第1テーゼと深く関連する第4テーゼを考察してみよう。「受動的立場である女性は、男性の性行為への意志を承諾するかどうか、という従属的な立場に置かれる。しかも「受動的立場」ゆえ、沈黙は了承を意味するものと解され、性的行為への合意と見なされてしまう。これが第4番目のテーゼで、仮に「受動性テーゼ」と呼んでおくことにする。第1テーゼと第2テーゼは、いずれも男性にのみ、「性行為」の主体的位置を保証し、女性の側の主体性を問題にし、彼女の意志を考慮することを、初めから封じてしまっている。「受動性テーゼ」によれば、意志決定の主役は、男性であり、女性は、男性の決定に従うかどうかという従属的な立場に置かれる。この「受動性テーゼ」は、決定の主体である男性に従っているという証拠があれば、同意をした

という解釈を正当化してしまう。それゆえ、またもや、実に奇妙なことが起きてしまう。例えば、女性が自分のアパートで食事をすることに合意したとする。そうした一事が、男性の意志決定への従属の姿勢を示す証拠と解釈されてしまうのだ。その後、その男性が、性行為に及び、女性の側から見れば、その行為が「強姦」であるとされたとしても、彼女の部屋に招き入れ、ともに食事をしたという一事をもって、男性の決定に従属することへの合意を明かす証拠とされてしまうのである。この従属を断ち切る証拠は、前節で述べたような「確固たる抵抗」の存在だけなのだ。それゆえ、例えば、「一緒に食事をしたと思ったがセックスをしようとは思わなかった」という、自分の行為についての意志の表明が受け入れられるのは、男性の場合のみという奇妙な事態が起きてしまう。女性の場合は、一旦「部屋に招き入れる」という行為をしてしまったら、「抵抗」の明らかな事実を示すことができない限りにおいて、「性行為への合意」の証拠とされてしまうのである。これは、主体として自分の意志をもって行動できる男性と従属するのみの女性という二部法の根拠となっている「性に関する民間理論」の第1番目のテーゼによって強化され、「受動性テーゼ」の下、「一緒に食事をした」ということと「セックスをした」ということとの間の首尾一貫した繋がりを当たり前のように構成してしまう。「受動性テーゼ」の影響下において、「一緒に食事をしたと思ったがセックスをしようとは思わなかった」といった言い方は、男性には許されるが女性には許されないという奇妙な事態が帰結してしまうからだ。これによって、被害当事者の言い分は、第4番目のテーゼ（受動性テーゼ）に裏付けられる「あなたが家に招き入れたのだから、他の解釈が可能だ」といった類の第三者的介入を許してしまう。「あの人はいつもあの男性と食事をしていた」といった類の噂が、被害者にとって不利な証言として受け入れられてしまうのだ。そして何故か、あろうことか、加害者に同情が寄せられる根拠にもなってしまう場合すら出てくるのだ。もしこれが空き巣のケースだとしたら、「あなたが鍵をかけ忘れたのだから、他の解釈が可能だ」という第三者的な介入はあり得ないだろう。ましてや、「鍵をかけた人がいるのだから、入りたくもなるわよね」などといった加害者への同情を呼び寄せることはあり得ないだろう。「私が鍵をかけた」という一事から、「空き巣に入って欲しいと願う」という私の意図が構成されてしまうのが奇妙なように、「家に招き入れた」という一事をもって、「セックスに合意した」という意図が構成されてしまうことも奇妙なのである。これが高じると、被害者女性の過去の「セックス歴」の穿鑿が行われていくようになってしまう。「家に招き入れる」ということが「セックスという行為」と相関があることを、帰納法的に証明しようとするのだろうか。このように、冷静に考えれば実に奇妙な似非論理が「民間理論」を背景にして、正当な言い分として罷り通ってしまうのである。

社会心理学者、エリオット・アロンソンが「確証バイアス」と呼んでいる、心理的傾向性がある。「確証バイアス」とは、新しい情報が「今までの自分の考え」と一致していると、それを正しい有益な情報として取り入れ、自分の考えと違っていると、その情報は間違っているか偏っているかしていると考えて無視したり軽視したりしてしまうことをいう。つまり、自分に都合のいい、使える情報だけを集めて、「自分の考え」の証拠として当て嵌めていってしまうことをいうのだ。こうした傾向性があるがゆえに、私達は、「民間理論」のような「暗黙の理論」を既に持っていてしまっていることを警戒しなければならないのである。つまり、「確証バイアス」によって、「民間理論」に従った解釈には合わない証拠を見ようとしなくなってしまうという懸念が存在しているのだ。

「一緒に食事をしたと思ったがセックスをしようとは思わなかった」という、至極当たり前

の発言が封殺されないような状況とは、程遠いところに、自称「先進国」のこの国は位置しているのである。経済がうまく回らなくなってしまったこの時代、この自称「先進国」のこの国が、どれ程酷い社会的砂漠に覆い尽くされてしまっているのかを認識すべきであろう。

結 論

2008年10月、国連規約人権委員会は、日本政府に対して、「強姦罪の適用範囲を広げ、被害者に『抵抗』の証明の負担を課すことを止める」ように勧告した。このような勧告を受けてしまうほど、国際的に後れを取っている日本が、古い体質を維持したまま、「裁判員制度」を導入し、それによって性犯罪が裁かれようとしている。「黒船」の昔から外圧に弱いこの国は、今回の勧告を受けて変わろうとするだろうか。あるいは、「ディジャヴ」と形容するにはあまりにも常套的になり過ぎている「体面を取り繕うだけのアリバイ作り」に終始するだけなのだろうか。現行のままでは、被害者は性的暴力に晒されるという「一次的被害」を通り越したというだけでも、十分に恐ろしいできごとであるのに、裁判の席で、あるいは、「セクハラ」の訴えを聴く相談員との会合の席で、「民間理論」を解釈原理とした「二次的被害」にも晒されてしまうことになる。専門家でさえ危ういというのに、「民間理論」が、素人から構成される裁判員に影響を与えてしまうことが懸念されるだけではなく、既に「判例」の中に、その影響が書き込まれてしまっていることに、強い懸念を抱いている。それゆえ、法曹界は、性犯罪の審議を「裁判員制度」において実施しようというのであるのならば、先ず、「民間理論」の暗い影を過去の「判例」から払拭していく啓蒙活動を行うべきであろう。さもなければ、「二次的被害」に苦しむことになる女性達が後を絶たなくなってしまうばかりか、「一次的被害」を追体験させられる恐怖に晒されるのみならず、自分の体験を代弁する「正しい言葉」が与えられないばかりか、「民間理論」に基づいた歪んだ解釈を施されてしまうのならば、そのような「二次的被害」を避けたいがゆえに、「一次的被害」のカミングアウトをも回避しようとしてしまう女性達も出てきてしまうだろう。統計上は存在しないとされてしまうような、この手の「悪」が蔓延するような社会は、もはや社会として機能してはいないのである。このような「民間理論」がジェンダー格差を既に孕んでしまっており、性犯罪の解釈の場において、暗黙の「規範」として登場するというのであるのならば、女性の側に、明らかに不利益をもたらしてしまうような擬似規範的な動きを啓蒙活動によって封じるべきである、というのが本論考の結論である。

参 考 文 献

- 福島瑞穂, 「性は日本でどう裁かれてきたか」 in 『フェミニズム・コレクションⅡ』, 加藤秀一他編, pp. 9-68, 勁草書房, 1993.
 キャロル・ダリウス, エリオット・アロンソン, 『なぜあの人はいやまを認めないのか』, 戸根由紀恵訳, 河出書房新社, 2009.
 ジョージ・レイコフ, マーク・ジョンソン, 『肉中の哲学』, 計見一雄訳, 哲学書房, 2004.
 Johnson, Mark, *Moral Imagination*, Univ. of Chicago, 1993.